

○警察施設建築デザイン・色彩アドバイザー制度に関する訓令

(平成6年7月6日沖縄県警察本部訓令第14号)

(目的)

第1条 この訓令は、警察施設建築デザイン・色彩アドバイザー（以下「アドバイザー」という。）の設置等について必要な事項を定めることを目的とする。

(委嘱)

第2条 アドバイザーは、建築設計、地域景観、住環境等に関して専門的知識を有する学識経験者、技術者等の中から警務部会計課長（以下「会計課長」という。）の推薦により警察本部長（以下「本部長」という。）が委嘱するものとする。

2 前項による委嘱は、委嘱状（別記様式）を交付して行うものとする。

(任務)

第3条 アドバイザーは、警察署、交番等（以下「警察施設」という。）を整備するに当たって、当該施設をその時代の都市空間、地域景観、住環境等に調和し、地域住民から親しまれ、かつ、気軽に利用できるようなものとするため、建築デザイン及び色彩について検討し、意見、提言等を行うものとする。

(任期)

第4条 アドバイザーの任期は、委嘱の日から1年とする。ただし、再委嘱をすることができる。

(解嘱)

第5条 本部長は、アドバイザーにその任務を遂行するに適さない理由があると認めたときは、これを解嘱することができる。

(検討会の開催)

第6条 アドバイザーとの連携の強化を図り、警察施設の建築デザイン及び色彩について検討するため、必要により警察施設建築デザイン・色彩検討会（以下「検討会」という。）を開催することができる。

2 検討会は、警務部長が主催し、構成員はその都度指定する。

3 検討会の庶務は、警務部会計課において処理するものとする。

(意見の反映)

第7条 検討会でのアドバイザーの意見、提案等は、警察施設整備に反映させるよう配意するものとする。

(謝金)

第8条 アドバイザーに対しては、その活動を推進するため、別に定めるところにより謝金を支給するものとする。

(雑則)

第9条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。